

令和 7 年第 2 回堺市教育委員会議事録

開 催 日	令和 7 年 2 月 26 日（水曜）
場 所	堺市役所 高層館 20 階第 1 特別会議室
会 議 種 類	定例会
議 案	議案第 5 号 堺市学校給食センター条例の施行期日を定める規則の制定について 議案第 6 号 「堺市こども読書活動推進計画 つながる・ひろがる 堺っ子読書活動（令和 7 年度改定版）」の策定について
教育長の報告	①令和 6 年度堺市教育委員会表彰（児童・生徒の部）被表彰者の決定について
教 育 長	関百合子教育長
出 席 委 員	鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員 大内秀之委員
事務局出席者	櫻田浩樹教育次長 富岡重幸教育監 伊藤修士教委総務部長 峯耕一郎学校管理部長 熊田典子学校給食課参事 南健次中央図書館長 松好由実中央図書館総務課長 居谷達矢教育政策課長 森本恭明教育政策課課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開 会 宣 言	午前 10 時 00 分
関百合子教育長	これより、令和 7 年第 2 回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。
森本恭明教育政策 課課長補佐	報告します。 本日の会議には、豊岡委員が欠席しています。 また、事務局におきましては案件に関係する理事者全員が出席しています。
関百合子教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和 7 年第 1 回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【案 件】	日程第 1 議案第 5 号 堺市学校給食センター条例の施行期日を定める規則の制定について
関百合子教育長	それでは、 日程第 1「議案第 5 号 堺市学校給食センター条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 熊田典子学校給食 課参事	「議案第 5 号 堺市学校給食センター条例の施行期日を定める規則の制定について」、説明します。 本件は、昨年 10 月 2 日に公布した「堺市学校給食センター条例（令和 6 年条

	例第 40 号) 」の施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とするため、この度の定例会に提出するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問・ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 2 議案第 6 号「堺市こども読書活動推進計画 つながる・ひろがる 堺っ子読書活動（令和 7 年度改定版）」の策定について
関百合子教育長	次に、日程第 2「議案第 6 号『堺市こども読書活動推進計画 つながる・ひろがる 堺っ子読書活動（令和 7 年度改定版）』の策定について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 松好由実中央図書館総務課長	「議案第 6 号『堺市こども読書活動推進計画 つながる・ひろがる 堺っ子読書活動（令和 7 年度改定版）』の策定について」を説明します。 本市では平成 31 年 2 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画として、国の「子ども読書活動推進基本計画」を基本とした「堺市子ども読書活動推進計画 つながる・ひろがる 堺っ子読書活動」を策定しました。 その後、令和 5 年 3 月に国の「第五次子ども読書活動推進基本計画」が策定され、こどもを取り巻く環境も変化していることから、現行計画の成果と課題も踏まえ、この度「堺市こども読書活動推進計画 つながる・ひろがる 堺っ子読書活動（令和 7 年度改定版）」の最終案を作成しましたので、議案として提出するものです。 策定にあたり、庁内関係部局で構成される「堺市子ども読書活動推進会議」にて素案作成、学識経験者、ボランティア、教育関係者等からなる懇話会からの意見聴取、堺っ子読書サミットにおける子ども司書を中心とした、こどもたちからの意見聴取、令和 6 年 12 月 13 日から令和 7 年 1 月 14 日までの期間でパブリックコメントを実施し、さまざまな意見をいただきました。 パブリックコメントは 20 人の方から 26 件の意見をいただき、意見を要約し、本市の考え方を明記したものが、参考資料 1 です。 計画案の修正点について説明します。参考資料 2「堺市こども読書活動推進計画（令和 7 年度改定版）（案）の修正内容について」に記載のとおり、令和 6 年 11 月 18 日開催の令和 6 年第 13 回教育委員会定例会で委員からいただいた意見やパブリックコメント実施後を踏まえた表記修正や一部加筆を行いました。パブリックコメントの意見のうち、取組に関する意見は今後の参考にします。 修正内容について説明します。 全体にかかる修正部分として、こども家庭庁の方針に基づき、漢字の「子」とひらがなの「ども」で「子ども」としていた部分を、全て平仮名表記の「こども」表記に統一しました。 続いて、各項目における修正について説明します。本編 16 ページ こどもへの働きかけの情報発信に関する項目及び本編 18 ページ 保護者への働きかけの情報発信に関する項目について、情報を発信した内容に対する市民からの反応

	等を数値として積み上げると、さらなる取組の改善に向けて役立つのではないかというご意見を受け、発信した情報のアクセス数を把握し、情報発信の手段や手法を見直しながら行うことを追記しました。 続いて、本編 20 ページ 読書環境の整備について、計画に 1 人 1 台端末と図書資料を併用した読書や調べ学習の実施とあるが、市立図書館でも電子書籍への複数同時アクセス等、学校と連携してできることを検討して欲しいという意見を受け、「こども向けの電子書籍を収集・提供」という拡充取組に、複数同時アクセス可能な電子書籍の収集と学校との連携について明記しました。 最後に、時点修正として本編 27 ページにパブリックコメント実施概要を、本編 29 ページに堺市こども計画の用語解説を追記しました。 今後も教育委員会をはじめ庁内関係部局、地域と連携し、包括的にこどもへの読書活動推進に取り組みます。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問・ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
関百合子教育長	ここでお諮りします。 教育長の報告①「令和 6 年度堺市教育委員会表彰（児童・生徒の部）被表彰者の決定について」は、報道発表等による公表前のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。
(教育長の報告①は秘密会)	
【教育長の報告①】	令和 6 年度堺市教育委員会表彰（児童・生徒の部）被表彰者の決定について
関百合子教育長	それでは、 「教育長の報告① 令和 6 年度堺市教育委員会表彰（児童・生徒の部）被表彰者の決定について」を報告します。 詳細については、担当部長より説明します。
【説 明】 伊藤修士教委総務部長	令和 6 年度堺市教育委員会表彰「児童・生徒の部」の被表彰者の決定について説明します。 堺市教育委員会表彰「児童・生徒の部」は、文化活動又はスポーツの大会で優秀な成績を収めた児童・生徒の栄誉を称えるために行うものであり、堺市教育委員会表彰規則に基づき、教育長において決定しました。 今後ですが、令和 7 年 3 月 8 日に表彰式を開催し、「児童・生徒の部」、「教育功績の部」を合わせて、被表彰者への表彰状の授与を予定しています。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。 ご質問・ご意見なしと認めます。

閉 会 宣 言	午前 10 時 11 分
関百合子教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。 これをもって、令和 7 年第 2 回教育委員会を閉会します。